

2015年3月5日

需要家 各位

三多摩生コンクリート協同組合



『長期物件の契約形態見直しに関する取扱い』のお願い

拝啓

貴社、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協組の共販事業に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて標記の件、長期間納入となる一部物件につきまして安定納入を図るために、やむを得ず『一定期間到達後に販売価格等を見直す』ことにいたしました。取扱い内容は下記のとおりとなっております。需要家の皆様には、何卒ご理解を賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1. 実施日

- ・ 2015年10月1日引合い物件より適用する。

2. 対象物件および期間等について

- ・ 当面、土木工事や鉄道関連工事を対象とする。
- ・ 引合い月含め18ヶ月の期間が経過した物件とする。

ただし、長期工事が予想される

『東京外環中央三鷹 JCT 関連工事』

『西武鉄道東村山駅付近連続立体交差事業関連工事』については、上記実施日以前の引合いでも2015年10月より18ヶ月の期間が経過した場合は対象とする。

- ・ 期間到達時において契約数量（追加も含む）に対する出荷遂行率が原則90%未満を対象とする。

3. 見直し価格等について

- ・ 対象物件の期間が到達した時点で販売価格、等を個別物件ごとに協議させていただきます。

4. その他

- ・ ご不明な点等ございましたら販売店、組合までお問合せ願います。

以上